



ブル太を取り返せ! ——使用借主による盗品の回復請求

早慶合同ゼミナール

Case

1. ブル太の災難

株式会社大隈建設(A)は、東京都新宿区戸塚町に本社を置き建設業を営む会社です。令和2年10月7日、Aは、オオスギ社製のブルドーザー(新品)(本件機械)について、セントポール・ファイナンス株式会社(B)との間で、ファイナンス・リース契約(本件リース契約)を締結しました。同契約によれば、リース期間は60カ月、リース料総額は3840万円、リース料は毎月64万円と定められていました。本件機械は、同年11月1日に、Aに引き渡されました。Aの代表取締役社長の大隈氏は、本件機械を大変気に入り、「ブル太」と名付けて、大切に使用していました。

ところが、令和3年8月頃、大隈氏の中学時代の後輩、白石氏から緊急の連絡がありました。白石氏は、外構工事を扱う株式会社エクステリア・シライシ(X)を経営しているところ、同社所有のブルドーザーが突然故障してしまい、現在進行中の工事に支障をきたしている、Aのブルドーザーを一時貸して欲しい、というのです。本件リース契約によれば、本件機械の無断転貸は禁じられていましたが(契約解除事由となる)、大隈氏は、白石氏の窮地を救うため、本件機械をXに無償で貸すことについて承諾し、同年8月4日に、本件機械をXに引き渡しました。Xは、本件機械を使用し、東京都大田区の工事現場で順調に作業を進めていたのですが、同月7日未明、工事現場に置いてあった本件機械が、何者かによって、盗まれてしまいました。

盗難に気付いた白石氏は、周辺を探索してみましたが、本件機械の手掛かりを得ることはできませんでした。また、盗難の知らせを受けた大隈氏は、大事なブル太がいなくなってしまうことに落ち込み、何とか取り戻したいと思いましたが、B社との関係で、本件機械の使用状況について負い目があったことから、警察に盗難届を出すこと

等をためらい、「とにかく、ブル太を見つけて取り返して来い!」と白石氏に命じました。

2. ブル太の行方

本件機械を盗んだのは、藤山治夫(C)。Cは、個人で建設業に従事していたものの、素行不良により仕事の依頼が途絶えてしまい、経済的に困窮していたことから、窃盗に手を染めてしまったのでした。

Cは、神奈川県川崎市の自宅敷地内に本件機械を隠匿しました。本件機械の前下方部には、メーカー、型式、製造番号を記載したプレートが取り付けられており、その下方には、Bが本件機械の所有者であることを示すシールが貼付されていましたが、Cは、車体の塗料を削り取って、無理矢理、Bのシールを剝がしました。その後、Cは、本件機械を売却すべく、株式会社ただかトレーディング(Y)に持ち込むことにしました。Cは、数年前、自己が所有していた建設機械を売却したことがあり、Yの代表者、田高氏とは面識があったのです。

Yは、中古建設機械の買取りおよび販売を目的とする会社であり、平成10年に、古物営業の許可を受けました。年間、200台前後の建設機械を国内で買い取り、主に東南アジアなどの海外に建設機械を輸出しています。

令和3年10月28日、Cは、田高氏に、本件機械を800万円で買い取ってもらえないかと持ちかけました。Yは、本件機械の査定を行い、本件機械が比較的新しく走行距離も長くないことを知り、800万円で購入することができれば、輸出により大きな利益が見込まれると判断しました。Yは、同日、Cの申込みを承諾し、本件機械の引渡しを受けました。このとき、Yは、プレート下方の塗装の瑕疵には気づいていたものの、本件機械がBの所有物であることは知りませんでした。また、せっかく良い取引を持ち込んでくれたC